

高砂市介護保険料減免処理取扱要領

1 趣旨

この要領は、高砂市介護保険条例施行規則（平成12年高砂市規則第26号。以下「規則」という。）第6条に規定する保険料の減免の基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 減免の判断基準にかかる定義

高砂市介護保険条例（平成12年高砂市条例第9号。以下「条例」という。）第10条第1項各号及び規則第6条に規定する減免の判断基準にかかる定義は、次に定めるとおりとする。

- (1)「火災」とは、故意又は重大な過失によらない火災であること。
- (2)「住宅、家財」とは、直接居住の用に供する住宅、日常生活に必要な家財をいう。
- (3)「長期間入院」とは、疾病又は負傷による継続した3箇月以上の入院であること。
- (4)「事業又は業務の休廃止」とは、休業、廃業、倒産等により3箇月以上引き続き休業している状態であること。
- (5)「世帯員」とは、保険料賦課の基準日における住民票上での同一世帯に属する者をいう。
- (6)「収入金額の合計」とは、前年1月から12月までのあらゆる種類の収入をいう。
- (7)「資産などを活用してもなお生活が困窮している状態」とは、本人を含む世帯員が住居以外の土地・家屋を所有しておらず、かつ、預貯金の合計額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額に満たない状態をいう。
- (8)「市町村民税が課されている者と生計を共にする場合又は当該市町村民税が課されている者の扶養を受けている場合」とは、市町村民税課税の親族が所有し又は賃貸する住宅に居住している場合や、世帯員のいずれかが市町村民税課税の親族の市町村民税における扶養親族となっている場合、健康保険の被扶養者になっている場合、仕送りを受けている場合など、市町村民税を課税されている者から何らかの経済的援助を受けている場合をいう。

3 証明書類

条例第10条第2項に規定する減免を受けようとする理由を証明できる書類は、次の表の左欄に掲げる減免理由の区分ごとに、右欄に掲げる書類とする。

減免理由	証明書類
震災、風水害、火災その他これらに類する災害	消防署又は警察署等の発行する被害程度の確認できる証明書
生計を主として維持する者の死亡又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院	源泉徴収票等収入の減少を証明する書類、医師の診断書等（ただし、死亡については住民基本台帳による）
事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等	給与収入の場合は雇用保険受給資格者証（支給終了となっていないもの）及び無職申立書、事業の休廃止の場合は廃業届及び無職申立書、売上激減の場合は直近3箇月以上の事業収支内訳書など
農作物の不作、不漁その他これに類する理由	収入の減少を証明する書類等
法第63条に規定する施設に拘禁されているとき	拘禁の事実及び拘禁期間を証明する書類
収入が少なく生活が困窮している人で、世帯員の前年の収入金額の合計額が規則第7条別表（3）イ、ウ、エに定める額以下の場合	給与収入、年金額等が確認できる書類で、年金額振込通知書、公的年金等の源泉徴収票、確定申告書等の控等

4 減免処理基準

減免処理については、次に定める基準とする。

- (1)特別徴収の方法により保険料を徴収されている者の申請期限は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者との公平性を考慮し、普通徴収の申請期限を準用する。
- (2)特別徴収の方法により保険料を徴収されている者の減免の額は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者との公平性を考慮し、普通徴収の減

免の額を準用する。

(3)減免申請ができる期間は、事由発生日より1年間とする。

5 減免の手続

減免処理にかかる手続については、次に定めるとおりとする。

(1)条例第10条第2項に規定する申請は、減免申請書(規則第7条別表(1)(2)の場合は様式1、別表(3)の場合は様式2)を市に提出することを原則とする。

(2)減免の認定は、減免申請書に記載された申請内容及び事由を証明する添付書類等を審査し、申請書が提出された日より30日以内に課長決裁で行うこととする。

(3)本人宛の通知については、認定後速やかに減免決定通知書(様式3)を送付する。減免対象となる場合は、あわせて保険料の再計算を行い、納付額変更通知書(納付書)を送付する。また、減免を承認したが減免事由が消滅した場合には、事由確認後直ちに減免取消通知書(様式4)を送付する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

